

出産・育児一時金、出産手当金、給付金

● 出産手当金

お問い合わせ | 加入している各医療保険の窓口

※お勤めしていても、国民健康保険の場合は対象にはなりません。(お持ちの保険証をご覧ください。)

出産手当金とは？

法で定められた産前42日(多胎98日)産後56日の間、会社を休み給料が出ない場合等、その間生活を支えるために、健康保険から支給されるのが出産手当金です。

ただし、出産手当金としてもらえる額を超えて産休中に給料が出る場合は、もらえません。

対象者

勤め先の健康保険に加入している人であれば、正社員のほか、契約社員やパート、アルバイト、派遣社員であってももらうことができます。

受給額

1日あたり：**〔支給開始日※以前12カ月間の各標準報酬月額を平均した額〕** ÷ 30日 × 3分の2

※出産手当金が支給された初日のことです。

支給開始日の以前の期間が12カ月に満たないときは

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

②当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を比べて少ない方の額を使用して計算します。



● 出産育児一時金

お問い合わせ | 加入している各医療保険の窓口

出産育児一時金とは？

(お持ちの保険証をご覧ください。)

妊娠、出産は病気で病院にかかる場合と違って健康保険が使えないため、全額自己負担になります。

まとまった支出となる出産費用の一部を助成してくれるのが、「出産育児一時金」です。

対象者

健康保険および国民健康保険に加入している人か、その被扶養者が4か月(85日)以降に産出したとき、一時金が受け取れます。

受給額

産科医療補償制度に加入する病院などにおいて産出した場合は、原則50万円。

それ以外の病院で産出した場合は、原則48万8千円となります。

● 保険料の免除と給付金

お問い合わせ | 各年金事務所、各公共職業安定所(P29)

社会保険料免除…各年金事務所

産前・産後休業・育児休業中の健康保険と厚生年金の自己負担分及び事業主負担分は、申請すれば免除されます。職場の担当者を通じて年金事務所へ申請します。

育児休業給付金…各公共職業安定所

雇用保険被保険者期間が12か月以上(ひと月11日以上勤務)ある人が、1歳(いわゆるパパママ育休プラス制度)を利用して育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6か月又は2歳)に満たない子を養育するために育児休業を取得して、一定の要件を満たした場合に支給されます。原則として事業主を通じて公共職業安定所に申請します。

支給額：休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

(ただし、育児休業の開始から6ヶ月経過後は50%)

国民年金保険料免除…各市町村国民年金担当窓口

国民年金第1号被保険者が産出された際、産出予定日または産出日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料は、各市町村国民年金担当窓口へ申請すると免除されます。